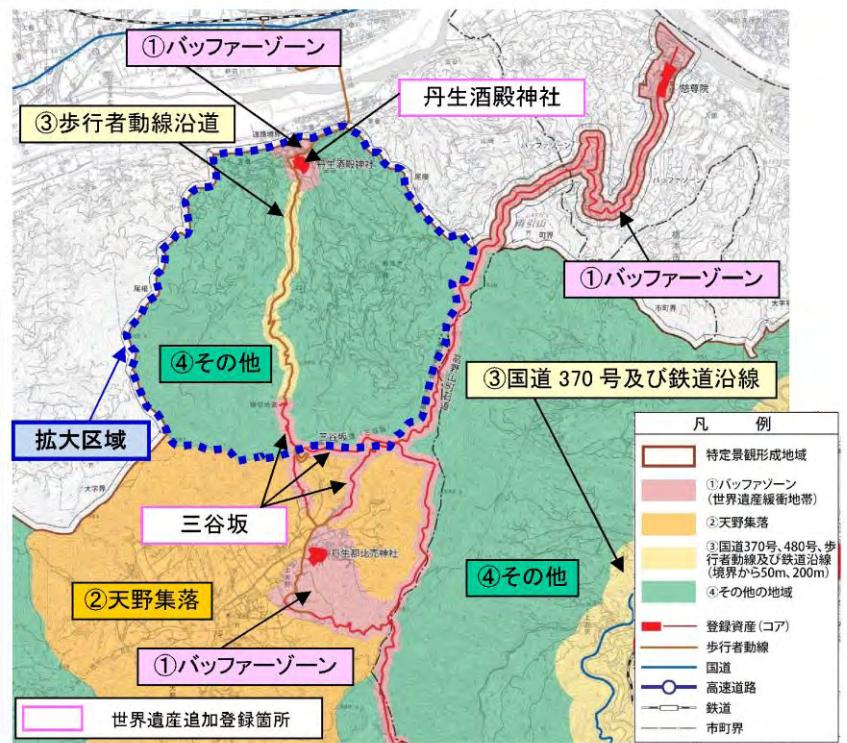
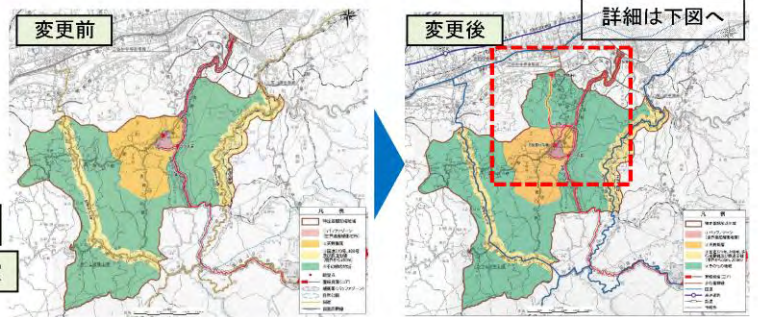


高野山町石道周辺特定景観形成地域の拡大等に伴う和歌山県景観計画の変更 【概要】

かつらぎ町内の「三谷坂」^{みたにざか}、「丹生酒殿神社」^{にうきかどのじんじや}が世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に追加登録されたことを受けて、紀の川市、かつらぎ町、九度山町の一部を対象に指定している「高野山町石道周辺特定景観形成地域」を拡大しその名称を「高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域」とする和歌山県景観計画に変更

1. 特定景観形成地域の指定状況と拡大区域



- ①バッファゾーン(世界遺産緩衝地帯)**
・世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する地域。
- ②天野集落**
・世界遺産登録資産と一体となった集落景観や高野参詣道(町石道)等からの眺望景観を保全する地域。
- ③国道370号、480号及び鉄道沿線(境界から200m)**
・高野山への主要なアクセスルートとしてふさわしい景観形成を図る地域。
歩行者動線沿道(境界から50m)
・世界遺産を結ぶ歩行者・観光動線として調和を図る地域。
- ④その他の地域**
・眺望できる周囲の景観を損なわないよう調和を図る地域。

2. 届出制度の概要

現在、和歌山県では、大規模な建築や開発行為について景観に関する届出が必要ですが、特定景観形成地域では、よりきめ細かな届出が必要となります。

●景観に関する届出が必要な規模と基準

現在の基準

- 届出規模
高さ13m超又は
建築面積1000 m²超
- 基準
周辺景観との調和
等
- ※概ね4階建て以上の建築物を対象

①バッファゾーン

- 届出規模
全ての行為
- 基準
高さ13m、建築面積
1000 m²を超えない規模とする
等
- ※小規模な建物も対象

②天野集落(参考)

- 届出規模
高さ10m超又は
延べ面積500 m²超
- 基準
落ち着いた色彩等
色彩基準あり
- ※中規模な建物も対象

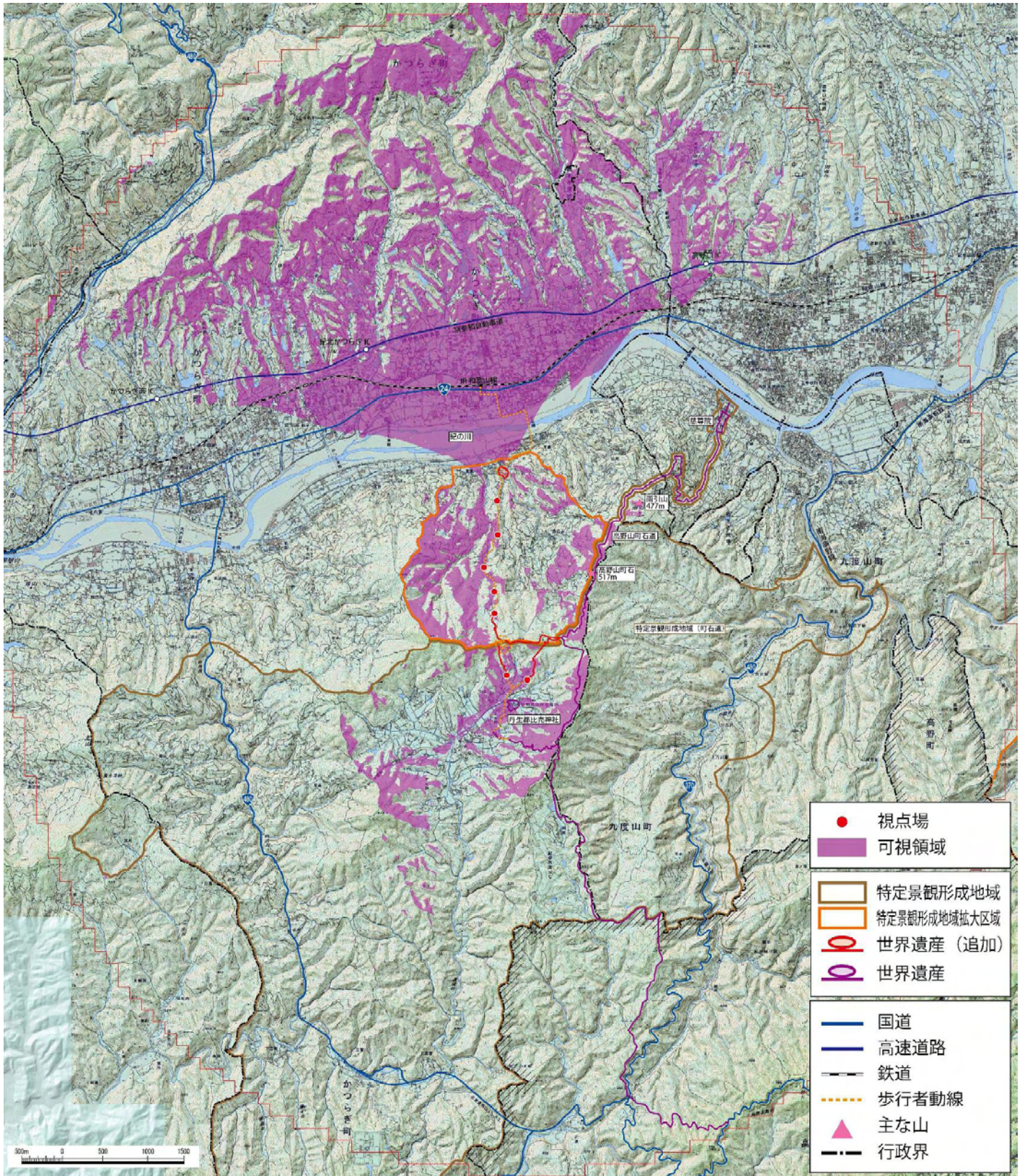
③国道、鉄道沿線 歩行者動線沿道

- 届出規模
高さ10m超又は
延べ面積500 m²超
- 基準
落ち着いた色彩等
色彩基準あり
- ※中規模な建物も対象

④その他の区域

- 届出規模
高さ13m超又は
延べ面積
1,000 m²超
- 基準
落ち着いた色彩等
- ※概ね4階建て以上の建築物を対象

■ 指定区域の検討図【可視領域】



「高野山町石道周辺特定景観形成地域の拡大検討資料, 平成 31 年 2 月, 和歌山県」より